

地方公共団体コード					表番号					
1	2	3	0	0	0	6	7	5	8	5

8 狩猟税に関する調

区	分	税 率	列 番 号		(1)	(2)		
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額			
						9	12	18
狩	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	0	1	0	623	7,416
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	2	0	0	0
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	3	0	0	0
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	0	4	0	31	254
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0	5	0	314	2,575
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	0	6	0	278	4,587
		所得割額の納付を要しない者	-	0	7	0	34	281
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	8	0	0	0
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	9	0	0	0
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1	0	0	3	17
		⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1	1	0	14	77
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	1	2	0	17	187
税	網	課税免除	-	1	3	0	211	
		⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1	4	0	117	
		⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1	5	0	94	
		所得割額の納付を要する者	-	1	6	0	31	217
係	網	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	1	7	0	0	0
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	1	8	0	0	0
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	9	0	0	0
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2	0	0	9	37
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	1	0	22	180
		所得割額の納付を要しない者	-	2	2	0	1	5
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	2	3	0	0	0
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	2	4	0	0	0
		⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5	0	0	0
		㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	2	6	0	0	0
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	2	7	0	1	5
		税	網	課税免除	-	2	8	0
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-			2	9	0	0	
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-			3	0	0	2	

地方公共団体コード					表番号				
1	2	3	0	0	0	6	7	5	8

### 8 狩猟税に関する調



区	分	税 率	列 番 号		(3)	(4)
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			9	12	18	(千円) 24
狩 猟 税 関 係	わな 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	3 1 0	318	1,944
		㉔ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	3 2 0	0	0
		㉕ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	3 3 0	0	0
		㉖ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3 4 0	26	107
		㉗ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	3 5 0	136	558
		㉘ 上記に該当しないもの	8,200円	3 6 0	156	1,279
		所得割額の納付を要しない者	-	3 7 0	10	44
		㉙ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	3 8 0	0	0
		㉚ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	3 9 0	0	0
	㉛ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	4 0 0	0	0	
	㉜ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	4 1 0	4	11	
	㉝ 上記に該当しないもの	5,500円	4 2 0	6	33	
	課税免除	-	4 3 0	184		
	㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 4 0	152		
	㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	4 5 0	32		
	㊱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	-	4 6 0	89	375	
	第 猟 係 免 許 登 録 に 係 る	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	4 7 0	0	0
		㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	4 8 0	0	0
		㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 9 0	4	
㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの		-	5 0 0	2		
㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの		5,500円×1/2	5 1 0	4	11	
㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2	5 2 0	25	67	
㊸ 上記に該当しないもの		5,500円	5 3 0	54	297	
① ~ ㊸ の 合 計	-	5 4 0	1,503	10,282		